

## 石川県「核燃料税」の更新

平成24年7月4日に石川県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付で同意することとしましたのでお知らせいたします。

## 1. 石川県が核燃料税を更新しようとする理由

石川県においては、志賀原子力発電所1号機が平成5年7月に、志賀原子力発電所2号機が平成18年3月に営業運転を開始しており、原子力発電所の立地に伴い、安全・防災対策に係る財政需要が生じていることから、平成4年10月に核燃料税を創設し、以降5年ごとに更新している。

現在、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、国による防災基本計画の見直しと、防災対策を講ずべき範囲の大幅な拡大が見込まれることに伴い、安全・防災対策に係る財政需要が大幅に増加する。また、現在、両原子力発電所とも再稼働の見通しは立っていない状況にあるが、稼働していない場合でも、一定の安全・防災対策の経費は必要である。

そこで、核燃料税条例の適用期間を5年間延長し、税率を12%から17%相当に引き上げた上で、安定した税収が確保できるよう、従来の「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」という課税標準に加えて、その税率の半分相当について「発電用原子炉の熱出力」に課税する方式を新たに導入するものである。

## 2. 核燃料税の概要

課税団体	石川県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	1. 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	1. 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 2. 出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1. 価額割：100分の8.5 2. 出力割：34,900円／千kW／課税期間（3ヶ月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）576百万円（平年度）1,541百万円
非課税事項	なし
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	5年間（平成24年10月8日～平成29年10月7日）

担当：自治税務局企画課  
黒川（23514） 対馬（23516）  
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659